



埼玉県報

第 3084 号
平成 31 年(2019 年)
3 月 1 日
金曜日

目次

告示

- 県税の収納事務に係る告示（税務課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定の解除（水環境課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 平成 31 年度前期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 31 年度随時実施技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 31 年度前期技能検定における受検手数料減額措置の実施（産業人材育成課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- さいたま都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 草加都市計画道路の変更（都市計画課）
- 深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 県道飯能下名栗線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道北中曽根北大桑線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか 18 施設で使用する電気に関する落札者等の告示（下水道事業課）
- 平成 31 年度第 1 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）

平成 31 年(2019 年)3 月 1 日

- 平成 31 年度第 2 回埼玉県警察官（巡査）採用試験の実施（警務課）
- 平成 31 年度埼玉県警察官（巡査）採用試験（県外試験）の実施（警務課）
- 監査結果の公表（監査第二課）
- 措置通知の公表（監査第二課）

告示

埼玉県告示第百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区代々木二丁目二 番一号 株式会社アイヴィジット 代表取締役 横田 祐平	埼玉県さいたま県税 事務所、埼玉県川口 県税事務所、埼玉県 朝霞県税事務所、埼 玉県川越県税事務 所、埼玉県春日部県 税事務所及び埼玉県 越谷県税事務所にお いて行う県税に係る 徴収金の収納事務	平成三十一年三月一 日から平成三十三年 二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第百六十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成三十年埼玉県告示第百九十号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別図のとおり（埼玉県東松山市神明町二丁目五千五百十四番一の一部及び五千五百二十八番二の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物

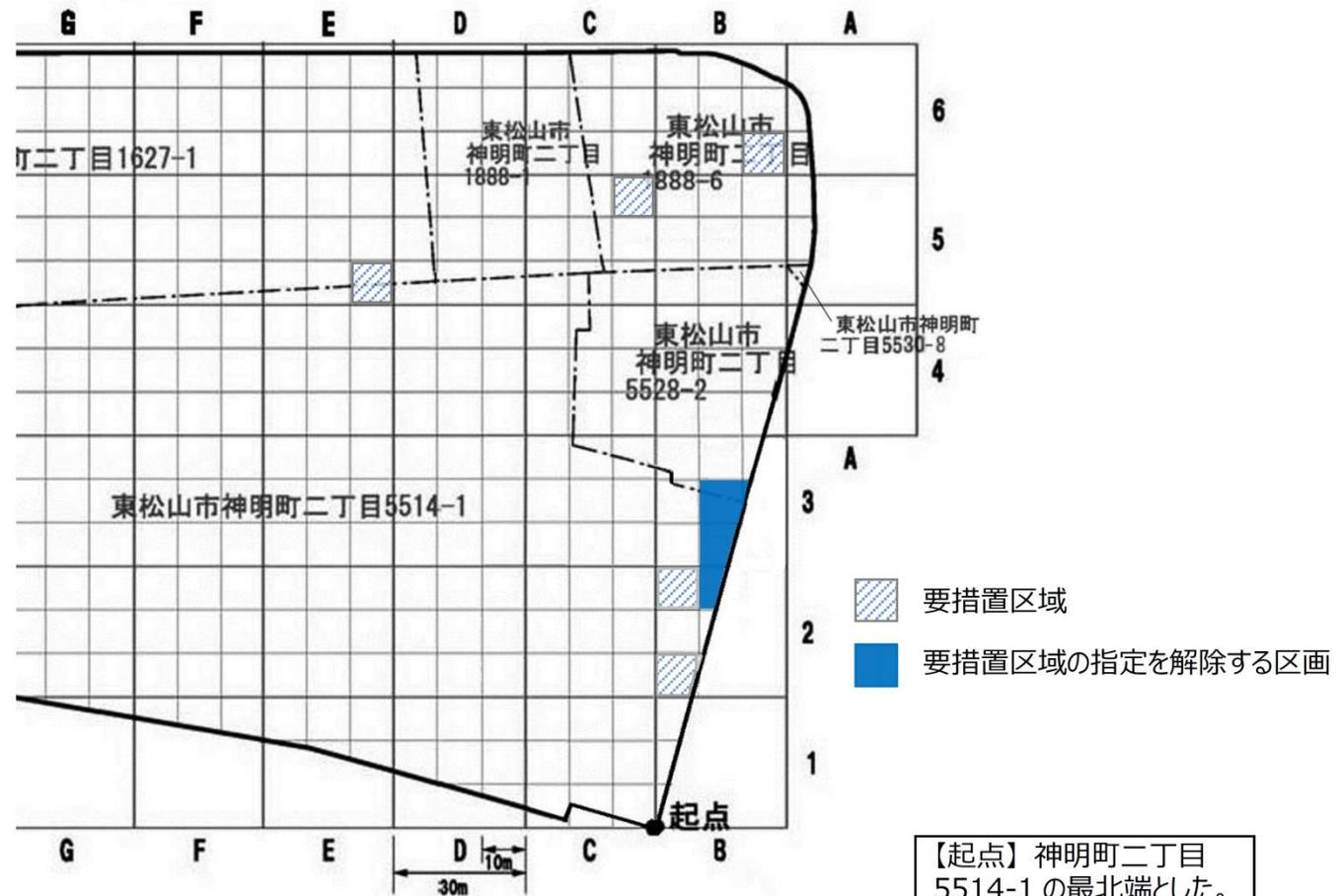
三 講じられた指示措置等

基準不適合土壌の掘削による除去

別図

【格子の回転角度】

起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線を右に 32°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。



告 示

埼玉県告示第百六十三号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェーン草加店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） マルヤ草加柳島店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

（変更後） ジェーン草加店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社マルヤ 代表取締役 竹下徹郎

埼玉県春日部市小渕二百四十三

（変更後） 株式会社ジェーン 代表取締役 太田万三彦

千葉県柏市大津ヶ丘二―八―五

ハ 変更年月日

平成三十一年二月二十日

ニ 届出年月日

平成三十一年二月二十二日

二 縦覧期間

平成三十一年三月一日から平成三十一年七月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に
対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十一年三月一日から平成三十一年七月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百六十五号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十一年度前期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 特級

なし

ロ 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業、高周波・炎熱処理作業）、粉末冶金（成形・再圧縮作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、マシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業、電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

ハ 三級

- 園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、化学分析（化学分析作業）、塗装（金属塗装作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）、商品装飾展示（商品装飾展示作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）
- 二 単一等級
 - 路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工事作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成三十一年六月七日（金）から平成三十一年九月十日（火）までの間に

において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成三十一年五月三十一日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
一 三級 園芸装飾、造園、鑄造、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	平成三十一年七月十四日（日）

<p>一 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>二 三級 金属熱処理</p> <p>三 単一等級 産業洗浄</p>	<p>平成三十一年八月二十五日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工</p>	<p>平成三十一年九月一日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、表装及びフラワー装飾</p> <p>二 単一等級 路面標示施工</p>	<p>平成三十一年九月八日（日）</p>

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面
- (4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇一〇〇七四)

ハ 受付期間

平成三十一年四月三日(水)から同年四月十六日(火)まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	一万七千九百円(一万九千九百円)
造園	一万七千九百円(一万九千九百円)
鑄造	一万七千九百円(一万九千九百円)
金属熱処理	一万七千九百円(一万九千九百円)
粉末冶金	一万七千九百円
機械加工	一万七千九百円(一万九千九百円)
放電加工	一万七千九百円
金属プレス加工	一万七千九百円
鉄工	一万七千九百円
建築板金	一万七千九百円

工場板金	一万七千九百円
仕上げ	一万七千九百円（一万九千九百円）
機械検査	一万七千九百円（一万九千九百円）
電子機器組立て	一万七千九百円（一万九千九百円）
電気機器組立て	一万七千九百円
産業車両整備	一万七千九百円
鉄道車両製造・整備	一万七千九百円
建設機械整備	一万七千九百円
婦人子供服製造	一万七千九百円
家具製作	一万七千九百円
建具製作	一万七千九百円
プラスチック成形	一万七千九百円
石材施工	一万七千九百円
酒造	一万七千九百円
建築大工	一万七千九百円（一万九千九百円）
とび	一万七千九百円（一万九千九百円）
左官	一万七千九百円（一万九千九百円）
ブロック建築	一万七千九百円
タイル張り	一万七千九百円
畳製作	一万七千九百円
防水施工	一万七千九百円
内装仕上げ施工	一万七千九百円

サッシ施工	一万七千九百円
化学分析	一万七千九百円（一万九千九百円）
表装	一万七千九百円
塗装	一万七千九百円（一万九千九百円）
路面標示施工	一万七千九百円
舞台機構調整	一万七千九百円（一万九千九百円）
産業洗浄	一万七千九百円
商品装飾展示	一万七千九百円（一万九千九百円）
フラワー装飾	一万七千九百円（一万九千九百円）

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成三十一年七月十四日（日）に学科試験を実施する職種にあつては、同年八月三十日（金）に、その他の職種にあつては同年十月四日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告示

埼玉県告示第百六十六号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十一年度随時実施技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 実施等級別職種

イ 随時二級

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、機械加工（普通旋盤作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、表装（壁装作業）及び塗装（金属塗装作業、噴霧塗装作業）

ロ 随時三級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業、非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンター作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンダイカスト作業、コールドチャンダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、石材施工（石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、

ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

ハ 基礎級

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、铸造（铸铁铸件铸造作业、非铁金属铸件铸造作业）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンネルバダイカスト作業、コールドチャンネルバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（と

び作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実施期日

埼玉県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が指定する日

ロ 実施場所

協会が指定する場所

ハ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

四 受検申請の手続

イ 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号(郵便番号三三〇―〇〇七四)

ハ 受付期間

随時

ニ 受検申請に関する注意

(1) 申請書の用紙は、協会で作付する。

(2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

五 手数料

次に掲げる額の手数を銀行振込で協会に納付すること。

イ 実技試験(全職種)

一万七千九百円

ロ 学科試験(全職種)

三千百円

六 合格発表及び通知

合格者に対し合格証書を送付する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第百六十七号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条の規定により、平成三十一年埼玉県告示第百六十五号（平成三十一年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 平成三十一年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告示

埼玉県告示第百六十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
アグリシステム 瀬山株式会社	埼玉県行田市	埼玉県行田市大字 真名板字堂裏千四 百八十番二ほか三 筆	三、九六三
株式会社RIS E FARM	埼玉県行田市	埼玉県行田市大字 北河原字新田前十 六番ほか二百六十 六筆	三八八、七二二
農事組合法人大 田営農	埼玉県秩父市	埼玉県秩父市太田 字青石七百九十一 番ほか一筆	三、八〇一
株式会社佐藤フ アーム	埼玉県飯能市	埼玉県飯能市大字 双柳字甲新田千三 百九十八番一ほか 五筆	九、六六二
青木 孝夫	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸崎 字沼通千四百八十 四番ほか一筆	一、九六九
角田 大輔	埼玉県加須市	埼玉県加須市礼羽 九百三十番ほか一 筆	三、一九一
合同会社いろな	埼玉県加須市	埼玉県加須市戸崎 字五反地千百七十 五番	一、二一三

小澤 昭次郎	荻野 浩	小賀野 勝之	岡芹 正治	植竹 章男	岩上 武雄	伊藤 忠夫	池田 道保	新井 伸幸	浅見 精治	松本 昇
埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県加須市
埼玉県本庄市児玉町上真下字塚畠六百二十一番	埼玉県本庄市今井字松島千四百十九番ほか四十番	埼玉県本庄市今井字松島千四百八番ほか二番	埼玉県本庄市今井字山伝千二百九十一番一ほか五番	埼玉県本庄市今井字前田千六百一番	埼玉県本庄市児玉町吉田林字東二百四十八番二ほか二筆	埼玉県本庄市児玉町上真下字塚畠六百二十二番ほか一筆	埼玉県本庄市児玉町上真下字向田十三番ほか六筆	埼玉県本庄市児玉町上真下字木ノ下七百五番ほか二筆	埼玉県本庄市今井字松島千四百七十番ほか三筆	埼玉県加須市礼羽八百七十四番ほか一筆
一、〇二一	一〇七、二五九	四、八五〇	九、二七二	二、七〇二	四、六五九	一、八八二	一九、三五九	六、六九七	五、二三一	三、二九八

黒澤 清一	黒澤 繁	黒澤 京一	鯨井 雅吏	木村 雅之	木村 博司	木村 教悟	株式会社イー フ アーム	金井 栄	金井 明	門倉 一浩
町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市
埼玉県本庄市今井 字久城田千六百三 十三番	埼玉県本庄市今井 字兀塚千三百五十 番ほか四筆	埼玉県本庄市今井 字久城田千六百四 十二番ほか三筆	埼玉県本庄市今井 字松島千三百八十 二番ほか一筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字町田六 百三十八番ほか三 筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字真下境二 十五番ほか四筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字北田五 百七十二番一ほか 三筆	埼玉県本庄市今井 字松島千三百七十 五番ほか二十八筆	埼玉県本庄市今井 町蛭川字窪田千三 百七十一番	埼玉県本庄市今井 字久城田千六百三 十八番	埼玉県本庄市今井 字松島千四百三十 三番ほか一筆
一、二六一	一〇、八一六	一〇、三一二	六、四八五	七、一八九	一〇、七五八	六、二二四	七三、九六八	一、一八五	二、七六〇	七、〇六〇

清水 かつ枝	真尾 カツ江	坂本 壹郎	坂爪 裕	齊藤 勇	小林 進	小林 一美	黒沢 豊	黒沢 一	黒澤 利夫	黒澤 清吉
埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	町 埼玉県児玉郡上里	町 埼玉県児玉郡上里
埼玉県本庄市児玉 町上真下字金鑽千 番	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字南街道四 百二十五番	埼玉県本庄市今井 字松島千四百四十 二番	埼玉県本庄市児玉 町上真下字東三百 二十二番九ほか三 十七筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字柳ノ町 七十四番ほか四筆	埼玉県本庄市今井 字久城田千六百五 十九番一ほか二筆	埼玉県本庄市今井 字久城田千六百六 十七番	埼玉県本庄市児玉 町下真下字今井堺 四十九番ほか四筆	埼玉県本庄市児玉 町下真下字北原三 十六番	埼玉県本庄市今井 字久城田千六百七 十一番	埼玉県本庄市今井 字前田千五百七十 二番
五五九	九〇六	二、 四一 一	八〇、 三九 八	四、 七六 六	四、 一一 六	一、 四九 〇	一三、 三〇 二	五四 九	二、 〇五 六	一、 三五 五

高橋 幸雄	高橋 雄介	高橋 博	高橋 俊明	関根 安男	鈴木 豊	鈴木 恵久	鈴木 誠次	鈴木 丈栄	下山 和也	清水 義雄
埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市
二番 埼玉県本庄市今井 字松島千四百五十	四番 埼玉県本庄市今井 字前田千五百九十	六番ほか四番 埼玉県本庄市今井 字兀塚千三百五十	三筆 埼玉県本庄市児玉 町下真下字蛭川境 六百八十八番ほか	五十三番ほか一筆 埼玉県本庄市児玉 町蛭川字辻堂三百	筆 埼玉県本庄市児玉 町下真下字内手三 百六十四番ほか一	六番一ほか四筆 埼玉県本庄市今井 字山伝千二百九十	一番ほか六筆 埼玉県本庄市今井 字松島千四百五十	五十七番ほか二筆 埼玉県本庄市児玉 町下真下字今井塚	三番ほか十三筆 埼玉県本庄市今井 字松島千四百五十	三筆 埼玉県本庄市児玉 町蛭川字高関西千 四百六十一番ほか
二、八〇八	二、四九四	五、三四五	五、四八四	一、六六六	三、九四五	一二、二七六	一三、五七九	九、五八六	一七、四二一	一一、〇七一

新井 重之	山本 博	峯岸 昭一	三友 三千代	福島 伸一	日向 正悟	ひびきの農産株 式会社	長谷川 進	中島 清	出牛 康	田島 精一
埼玉県東松山市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市	埼玉県本庄市
埼玉県東松山市大 字古凍字豊前町千 四百九十七番一ほ か五筆	埼玉県本庄市児玉 町蛭川字藤塚千三 百五十番ほか二筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字川久保 五百三十九番ほか 四筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字町田六 百六十九番ほか一 筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字町田六 百七十五番ほか三 筆	埼玉県本庄市児玉 町下浅見字西ノ前 七百八十二番ほか 四筆	埼玉県本庄市今井 字山伝千二百九十 六番一ほか百八十 三筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字割山下 七百十四番二ほか 一筆	埼玉県本庄市児玉 町上真下字新宮五 百七十三番ほか三 筆	埼玉県本庄市児玉 町吉田林字合ノ田 四百五十四番ほか 十八筆	埼玉県本庄市児玉 町下真下字北原三 十四番ほか三筆
四、 六七四	九、 七九五	一二、 五三三	四、 〇三二	一四、 九六七	七、 七〇七	四四一、 八四九	四、 一四九	六、 一四一	三八、 二一九	一八、 一八六

飯田 誠	松本 豊次	松本 富治	松本 憲一	松本 勇	根岸 昭光	中山 和義	染谷 勇一	鈴木 良孝	島村 節子	柴崎 文子
埼玉県春日部市	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	埼玉県比企郡川島町	埼玉県東松山市	埼玉県比企郡川島町	埼玉県東松山市
埼玉県春日部市増田新田字南百四十四番ほか六筆	埼玉県東松山市大字古凍字鳥井田千五百七十六番一ほか一筆	埼玉県東松山市大字古凍字三反町千七百七十六番一ほか七筆	埼玉県東松山市大字古凍字寺前千五百三十番ほか十一筆	埼玉県東松山市大字古凍字鍋替町千五百八十二番一	埼玉県東松山市大字古凍字寺前千五百十六番一ほか十三筆	埼玉県東松山市大字古凍字豊前町千四百八十五番ほか十四筆	埼玉県東松山市大字古凍字寺前千五百三十一番ほか十四筆	埼玉県東松山市大字古凍字豊前町千四百八十三番ほか三筆	埼玉県東松山市大字古凍字鳥井田千五百四十五番	埼玉県東松山市大字古凍字鳥井田千五百四十九番ほか七筆
六、八三四	一、一九九	六、三九一	一一、三五三	九九八	一三、七七七	一一、七三三	一四、四四八	三、一七三	八二三	三、〇二二

前島 喜一	星野 治三郎	原 直樹	新坂 真之	関根 正雄	関根 孟	島田 一八	小島 一仁	栗原 健次	川鍋 和人	川尻 征壽
埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県越谷市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市	埼玉県春日部市
埼玉県春日部市水 角字九尺七百三十 五番ほか五筆	埼玉県春日部市飯 沼字九尺五百三十 八番ほか十四筆	埼玉県春日部市増 田新田字西五十五 番一ほか十四筆	埼玉県春日部市増 田新田字南百八十 六番一ほか九筆	埼玉県春日部市増 田新田字西八番ほ か二十五筆	埼玉県春日部市増 田新田字西七番ほ か十一筆	埼玉県春日部市赤 崎字中通六百五十 九番ほか二十六筆	埼玉県春日部市増 田新田字南百五十 六番一ほか三十八 筆	埼玉県春日部市赤 崎字中通六百五十 五番ほか二十八筆	埼玉県春日部市米 崎字仲田二百六番 一ほか十七筆	埼玉県春日部市赤 崎字中千百五十三 番ほか七筆
七、三〇六	一二、四五九	一一、三二〇	八、六七七	二二、九二三	一〇、二五三	二一、七七八	三三、八五〇	二四、五二九	一七、八三八	七、七八一

荒井 光男	荒井 政男	荒井 隆	アサヒ農研株式 会社	アグリグリーン 株式会社	秋葉 芳男	秋庭 啓祥	秋葉 達雄	秋葉 省三	秋庭 功	前島 悟
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県春日部市
埼玉県鴻巣市西中 曾根字中通四百三 十四番一ほか八筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百九十番 一ほか十筆	埼玉県鴻巣市常光 字大塚八百四番ほ か二筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根三百四番一 ほか六筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百五十八 番一	埼玉県鴻巣市常光 字上手四百六十一 番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千三百五 十五番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百十四 番ほか二十六筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田九百七十 九番一ほか四十九 筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田五百六十 六番四ほか十五筆	埼玉県春日部市水 角字九尺六百八十 四番一ほか一筆
七、 八二七	六、 九一〇	四三 五	四、 六九〇	四八 八	一、 二五五	四、 六四三	一六、 〇六五	三〇、 〇三〇	一三、 四三五	二、 一七四

大川 宣久	榎本 公枝	内田 浩幸	上田 康雄	上田 利夫	上田 孝春	井上 幸久	伊藤 健	石井 昇	池田 秀雄	飯野 昇
埼玉県北本市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市常光 字川辺五十七番一	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百一番 一	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百二十七 番一	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百二十 四番ほか六筆	埼玉県鴻巣市常光 字川辺三百二十八 番ほか五筆	埼玉県鴻巣市常光 字蓮沼九百六十九 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字龍登千五百九十 七番一	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百十番一 ほか二筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地二千二百 十八番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市常光 字前谷千五十九番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市上谷 字上川面九百八番 一ほか十五筆
八三七	九八九	一、二八〇	六、三七四	三、六〇八	一、四〇〇	一、〇〇四	二、九〇六	一〇、五九四	二、二六六	一〇、八五四

桑野 桂子	木暮 堅一郎	川邊 薫	株式会社壽農園	金子 敏夫	金子 長雄	金子 啓子	岡田 林三	岡田 明	大塚 實	大塚 勇
埼玉県北本市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千四百一 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百三十三 番ほか二筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百三十八 番ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字上川面千二百七 十六番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市上谷 字龍登千四百七十 七番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百七十六 番一ほか十四筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡六百十三番 ほか一筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田六百八十 二番一ほか七筆	埼玉県鴻巣市下谷 字風張五百十番ほ か二筆	埼玉県鴻巣市上谷 字木鎌二百四十番 一ほか十筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百五十一 番一ほか二十三筆
一、 九九〇	二、 九九五	四、 一三八	五、 九五四	四、 九四一	一四、 三〇四	一、 九九三	七、 六〇四	一、 四八九	五、 四五〇	一九、 九二五

齋藤 哲	齋藤 岩男	小谷野 孝夫	小谷野 真一	小林 洋一	小花 久	河野 博	河野 茂雄	河野 和吉	河野 和孝	河野 勇
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百四十二 番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡六百十六番 一ほか五筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根二百五十八 番二ほか十一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字西ヶ崎七番ほか 七筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千七百四 十五番ほか三十八 筆	埼玉県鴻巣市上谷 (元宮内)字内谷耕 地二百九十四番一 ほか九筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百三十 四番一ほか二十三 筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百三十 番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市常光 字谷島千五百五十 九番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市常光 字前谷千八百八番一	埼玉県鴻巣市常光 字前谷千五十五番 一ほか三筆
五、 八五八	四、 五一〇	一二、 八四〇	三、 六六七	三〇、 七五〇	六、 六〇二	一七、 六五七	二、 九一一	一、 七一四	八四〇	二、 一八九

長島 千秋	長島 茂美	竹村 和男	田口 耕作	杉山 均	杉山 彰男	清水 実	清水 とみ子	島田 豊	島田 栄重	篠崎 誠
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県久喜市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千二百四 十四番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市上谷 (元宮内)字内谷耕 地三百二十三番二 ほか二十三筆	埼玉県鴻巣市上谷 (元宮内)字内谷耕 地三百二十七番一 ほか五筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百六十 番ほか二筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千八百三 十九番	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千九百四 十七番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根五百十九番 ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字上川面千四十九 番一ほか十一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百六番一 ほか四十三筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百八十 七番一ほか五筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地二千二百 三十八番ほか二筆
五、九四三	二一、三三二	二、〇四四	三、〇四二	八三〇	四、一四九	二、三三三	五、八五六	三九、三一	五、四〇三	五、五八八

深谷 正展	樋口 泰之	樋口 正一	樋口 金明	春山 定雄	原口 治男	原口 信義	原口 スミ子	西尾 寛治	新島 喜美男	長島 博夫
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千百六十 七番一	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田六百八十 五番一ほか十七筆	埼玉県鴻巣市常光 字前谷千百五十五 番ほか十筆	埼玉県鴻巣市常光 字前谷千七十三番 一ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百三十六 番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千九百二 番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千九百十 四番ほか五筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千八百九 十七番一	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千三百五 十二番一ほか二筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百十番 一ほか八筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百四十 一番一ほか八筆
九八九	一三、五一八	八、四九六	一、八八五	一、四六一	四、九八二	七、五八七	四一五	二、四〇三	七、〇七四	四、一八五

安田 一雄	室久 修	松本 実	松本 茂徳	松村 哲夫	松村 勉	松村 貴生	松村 重雄	松村 明夫	藤井 廣一	福島 うめ
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千二百四 十六番一ほか十筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千七百三 十番ほか九筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千二百四 十三番一ほか七筆	埼玉県鴻巣市下谷 字風張五百三十一 番一ほか二十筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡六百二番一 ほか四筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡五百二十二 番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千百八十 七番一	埼玉県鴻巣市上谷 字西ヶ崎三十一番 一ほか六筆	埼玉県鴻巣市上谷 字西ヶ崎百七十二 番三ほか六筆	埼玉県鴻巣市上谷 字道郡六百十四番 ほか五十四筆	埼玉県鴻巣市小谷 字三耕地千九百七 十五番
五、五一八	一二、三九七	六、八八七	一四、〇八三	四、七〇二	一、九九九	一二六	五、三五二	五、一九〇	三九、五五三	九二四

若山 武治	吉住 政雄	矢部 政美	矢部 正樹	矢部 英利	矢部 英雄	矢部 輝久	矢部 直	谷部 清	矢部 一夫	矢野 敏雄
埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県行田市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県鴻巣市上谷 字木鎌二百六十五 番一ほか三筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田八百十五 番ほか十二筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田千二番一 ほか九筆	埼玉県鴻巣市下谷 字岡千二百六十三 番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田七百五十 三番ほか十五筆	埼玉県鴻巣市下谷 字岡千四百十番一	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田六百三十 一番一ほか六筆	埼玉県鴻巣市下谷 字野新田九百九十 五番一ほか四筆	埼玉県鴻巣市北根 字北根四百番ほか 一筆	埼玉県鴻巣市下谷 字岡二百七十五番 一ほか五筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千四百九 十七番一ほか十一 筆
三、一八三	九、〇八九	六、一〇二	三、〇二九	一五、六四一	八一九	六、九〇二	四、〇〇四	二、八七九	三、一九六	一一、〇一六

社 アルファイン ン株式会社	株 アグリグリーン 式会社	岡田 俊夫	野 株式会社いるま アグリ	植竹 一寿	原 伸一	渡辺 寛一	若山 好子	若山 義夫	若山 光紀	若山 英雄
埼玉県白岡市	埼玉県久喜市	埼玉県吉川市	埼玉県富士見市	埼玉県幸手市	埼玉県坂戸市	埼玉県北本市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市	埼玉県鴻巣市
埼玉県白岡市荒井 新田字嶮岡六十八 番二ほか十四筆	埼玉県白岡市下大 崎字屋敷前百九十 三番ほか五筆	埼玉県吉川市大字 平方新田字神明通 千四百四十七番一 ほか三筆	埼玉県日高市大字 大谷沢字藤塚二百 八十二番五ほか四 筆	埼玉県幸手市大字 神明内字後五百五 十三番ほか四筆	埼玉県坂戸市大字 赤尾字舛田六十九 番ほか五筆	埼玉県鴻巣市上谷 字内谷二千四百六 十五番一ほか一筆	埼玉県鴻巣市上谷 字木鎌百八十九番 一ほか二筆	埼玉県鴻巣市上谷 字八十ヶ谷戸二百 九十九番ほか六筆	埼玉県鴻巣市上谷 字木鎌百九十番一 ほか四筆	埼玉県鴻巣市上谷 字八十ヶ谷戸三百 二十二番一ほか五 筆
一一、七四七	七、八二七	二、五一七	五、三九一	七、七七九	二、七六一	一、九九〇	一、六五九	五、八二五	四、〇六四	五、〇八六

株式会社関田農園	埼玉県春日部市	埼玉県白岡市太田新井字向野谷千四百九十九番一ほか二百四十二筆	一六七、五三五
石川 清	埼玉県比企郡滑川町	埼玉県比企郡滑川町大字福田字小川谷四千二百二十四番ほか二筆	四、四〇二
神山 昌美	埼玉県比企郡滑川町	埼玉県比企郡滑川町大字福田字中在家裡四千四百九番	二、二一七
鈴木 和市	埼玉県比企郡滑川町	埼玉県比企郡滑川町大字山田字本納地三千五十七番ほか二筆	七、三〇八
青木 邦夫	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字宮前字登戸五十八番ほか三筆	五、四一三
株式会社ヤマザキライズ	埼玉県北葛飾郡杉戸町	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字北蓮沼千二十一番一ほか二十一筆	五五、八五七
イオンアグリ創造株式会社	千葉県千葉市	埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地字浅間千百七番一	三、一四〇
農事組合法人吉川糧農	埼玉県吉川市	埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字岩平二百八十八番一ほか五十六筆	四八、一三五

二 認可年月日

平成三十一年二月二十二日

告 示

埼玉県告示第百六十九号

平成三十年埼玉県告示第九百三十三号で公示した公共測量は、平成三十年十一月二十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま市大門上・下野田特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十号

平成三十年埼玉県告示第千四十一号で公示した公共測量は、平成三十一年一月三十一日終了した旨測量計画機関である寄居町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十一号

平成三十一年埼玉県告示第四号で公示した公共測量は、平成三十一年二月十四日終了した旨測量計画機関である東松山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十二号

平成二十九年埼玉県告示第六十号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である公益社団法人埼玉県農林公社から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十三号

平成三十年埼玉県告示第七百五十四号で公示した公共測量は、平成三十一年二月二十日終了した旨測量計画機関である埼玉県行田県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十四号

平成三十年埼玉県告示第八百八十二号で公示した公共測量は、平成三十一年二月四日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・六・九十三号 天沼高鼻線

三 事業施行期間

平成三十一年三月一日から平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目、二丁目及び堀の内町一丁目地内

ロ 使用の部分

なし

告 示

埼玉県告示第百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

さいたま市

二 都市計画事業の種類及び名称

さいたま都市計画道路事業三・四・百三十九号 岩槻中央通り線

三 事業施行期間

平成三十一年三月一日から平成三十九年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目及び太田二丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県さいたま市岩槻区本丸四丁目、南平野一丁目、三丁目及び太田二丁目

地内(一級河川利根川水系元荒川)

告 示

埼玉県告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、草加都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七十八号

深谷市から深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百七十九号

寄居町から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	県道飯能下名栗線
供用開始の区間	飯能市大字飯能字向來四四六番二地先 から同市大字飯能字一盃山五四〇番一 地先まで
供用開始の期日	平成三十一年三月一日
備 考	平成三十一年二月二十 二日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第三号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長九七・七四メー トル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新 C	新 B	旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
加須市水深字上原一三八二番二 一地先から 加須市水深字上原一三八二番一 地先まで	加須市水深字上原一三九六番一 地先まで	加須市水深字上原一三八二番二 一地先から	加須市水深字上原一三七九番一 地先まで	加須市水深字上原一三八二番七 地先から 加須市水深字上原一三八二番七 地先まで	区 間
一二・五〇〃 二二・〇〇	一四・七〇〃 一五・四〇	七・五〇〃 一二・三〇	敷地の幅員 (メートル)		
五八・八〇	三五・八八	三七・二〇	延長 (メートル)		
道路改良工事					備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 北中曾根北大桑線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八地先まで	加須市大室字大宮一四番三地从 から 加須市水深字小川台一〇一五番	区 間
三四・四〇	一三一・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三七九・八〇		延長 (メートル)
	道路改良工事	備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 隆

<p>路線名</p>	<p>北中曽根北大桑線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>加須市大室字大宮一四番三地 先から 同市水深字上原一三八二番一 地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十一年三月二日 (午後三時)</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十二年三月十九日付け行田県土整備事務所長告示第一号、平成三十一年三月一日付け行田県土整備事務所長告示第一号及び平成三十一年三月一日付け行田県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一〇〇〇・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

一 許可番号

平成三十一年二月二十一日

熊建セ第〇八三〇〇〇二一号

二 検査済証番号

平成三十一年二月二十五日

熊建セ第三百九十四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字七本木字古新田二千六百十八番一、二千六百十八番

二、二千六百十八番三、同所字三田三千六百六十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県藤岡市藤岡九百三十六番地六

株式会社 石田屋 代表取締役 石田 房嗣

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年一月二十四日

指令越建セ第二九〇〇三〇三号

二 検査済証番号

平成三十一年二月二十一日

越建セ第四六七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中二百五十六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市梅田本町二丁目二十一番地六 サンパークⅡ 二〇二号

岡野 大助

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年二月十二日

指令越建セ第二九〇〇三四一号

二 検査済証番号

平成三十一年二月二十一日

越建セ第四七〇―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字八河内八百七番一、八百八番一、八百十三番

一、八百十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市吉羽一丁目三十二番地二十四

特定非営利活動法人あかり 理事 川岸 恵子

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十一年三月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

平成三十一年二月十八日

指令越建セ第三〇〇〇八二号

二 検査済証番号

平成三十一年二月二十五日

越建セ第四七二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原五百六十二番五、五百六十二番六、五百六十二番

七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市栄町三丁目二百七十二番地 コスモハイツ一〇一

関根 菊枝、関根 高広

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十一年三月一日

埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦 夫

1 購入等件名及び数量

埼玉県荒川左岸南部流域下水道三崎中継ポンプ場ほか18施設で使用する電気
予定使用電力量 10,902,164キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県下水道局下水道事業課 計画・管理・エネルギー担当 埼玉県さいたま
市浦和区高砂三丁目13番3号

3 落札者を決定した日

平成31年1月11日

4 落札者の氏名及び住所

東京電力エナジーパートナー株式会社 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

5 落札金額

167,239,370円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年11月30日

告 示

埼玉県警察本部告示第24号

平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類、平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類、平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類、平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類及び平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

埼玉県警察本部長 富 田 邦 敬

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 105人

女性 25人

(2) 平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 5人

女性 3人

(3) 平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 30人

女性 7人

(4) 平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験国際捜査Ⅰ類

中国語 2人

ベトナム語 2人

(5) 平成31年度第1回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 1人

(6) 平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅰ類

2人

(7) 平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験サイバー犯罪捜査Ⅱ類

2人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試験区分	学歴	年齢
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成32年3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日以降に生まれた者
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成32年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成32年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
III 類	I類及びII類に該当しない者	平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者

イ その他

国際捜査Ⅰ類	語学（受験言語）に ^{たん} 堪能な者
武道・体育指導Ⅰ類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
サイバー犯罪捜査Ⅰ類 サイバー犯罪捜査Ⅱ類	独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験を除く。）に合格している者及び合格する見込みの者又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する者及び有する見込みの者

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 実施科目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

教養試験及び論文（作文）試験とする。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

専門試験Ⅰ及び論文試験とする。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

(2) 第2次試験

ア 実施科目

(ア) Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類及び武道・体育指導Ⅰ類

身体検査、体力検査及び人物試験とする。

(イ) 国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類

身体検査、体力検査、人物試験及び専門試験Ⅱとする。

イ 加点

Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第2次試験の2日目当日において次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマ	

(情報)	(情報処理)	ネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格	
財 務	財 務	日商簿記検定	2級以上
語 学	英 語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC (※)	600点以上
		TOEFL (iBT) (※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中 国 語	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試 (HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓 国 語	ハングル能力検定試験	準2級以上
韓国語能力試験		4級以上	

※ 平成29年7月22日以降に実施された試験のスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	5月12日(日)	東京国際大学 (川越市) 文教大学 (越谷市)	6月4日(火) 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板

		埼玉県警察学校 (さいたま市)		及び埼玉県警察ホームページに発表日の
第二次試験	6月8日(土)から6月10日(月)までのいずれか1日及び7月22日(月)から7月29日(月)までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。		8月21日(水) 午前10時	午前10時から7日間 掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成31年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て)
I 類 国際捜査 I 類 武道・体育指導 I 類 サイバー犯罪捜査 I 類	238,700円
II 類 サイバー犯罪捜査 II 類	227,500円
III 類	207,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までに給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成31年10月1日（火）以降の予定である。ただし、I類の大学卒業見込

者、Ⅱ類の短期大学又は専修学校の卒業見込者、国際捜査Ⅰ類、武道・体育指導Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類及びサイバー犯罪捜査Ⅱ類は、平成32年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成31年3月1日（金）から配布している。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

イ 郵送及び持参

インターネットで申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、簡易書留若しくは特定記録にて埼玉県警察採用センター宛て郵送し、又は埼玉県警察採用センター若しくは県内各警察署警務課に持参すること。

(3) 受付期間

ア インターネット

平成31年3月20日（水）午前8時30分から4月15日（月）午後5時までの間

イ 郵送

平成31年3月20日（水）から4月15日（月）までの間（期間内消印有効）

ウ 持参

平成31年3月20日（水）から4月15日（月）午後5時15分までの間

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第25号

平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類、平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類、平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類及び平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

埼玉県警察本部長 富 田 邦 敬

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類

男性 25人

女性 10人

(2) 平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅱ類

男性 3人

女性 2人

(3) 平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類

男性 80人

女性 18人

(4) 平成31年度第2回埼玉県警察官（巡査）採用試験武道・体育指導Ⅰ類

柔道 1人

剣道 1人

2 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者

(3) その他次表のとおり

ア 学歴・年齢

試 験 区 分	学 歴	年 齢
I 類 武道・体育指導Ⅰ類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成32年	平成元年4月2日 以降に生まれた者

		3月までに卒業見込みの者 2 前記1に該当する者と同等の資格がある と認められる者	
II	類	1 学校教育法による短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業又は平成32年3月までに卒業見込みの者 2 学校教育法による大学に2年以上在学し、かつ、62単位以上修得した者又は平成32年3月までにこれらの要件を満たす見込みの者（I類に該当する者を除く。） 3 前記1又は2に該当する者と同等の資格があると認められる者	平成元年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
III	類	I類及びII類に該当しない者	平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

イ その他

武道・体育指導 I 類	柔道又は剣道に卓越した技術を有する、段位が四段（大学卒業見込みの者にあつては三段）以上の者
-------------	---

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験を実施する。

なお、I類、II類又はIII類を受験する者のうち、第1次試験当日において柔道又は剣道の段位を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験を実施する。

なお、Ⅰ類、Ⅱ類又はⅢ類を受験する者のうち、第2次試験の2日目に次表に掲げる資格等を有しているものについては、申請に基づき審査を行い、加点する。

資格区分	資格種別	試験名称等	加点対象基準
情報	情報処理	ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びITパスポート試験並びに情報処理安全確保支援士となる資格を有する者	
財務	財務	日商簿記検定	2級以上
語学 (語学)	英語	実用英語技能検定	2級以上
		TOEIC(※)	600点以上
		TOEFL(iBT)(※)	62点以上
		国際連合公用語英語検定試験	C級以上
	中国語 (中国語)	中国語検定試験	3級以上
		漢語水平考試(HSK)	4級以上
		中国語コミュニケーション能力検定試験	400点以上
	韓国語	ハングル能力検定試験	準2級以上
韓国語能力試験		4級以上	

※ 平成29年11月27日以降に実施された試験のスコアを有効とする。

4 試験の月日、会場及び合格発表

試験	月 日	会 場	合格発表日時	合格発表の方法
第一次試験	9月22日（日）	東京国際大学 （川越市） 埼玉県警察学校 （さいたま市）	10月15日（火） 午前10時	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を県庁本庁舎南玄関の掲示板
第二次試験	10月19日（土）又は10月20日（日）のいずれか1日及び11月27日（水）から12月1日（日）までのいずれか1日に、埼玉県警察学校で行う。		12月25日（水） 午前10時	及び埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成31年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 （100円未満切捨て）
I 類 武道・体育指導 I 類	238,700円
II 類	227,500円
III 類	207,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時までには給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成32年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、埼玉県警察採用センター、県内各警察署等において、平成31年3月1日（金）から配布している。

(2) 申込方法

ア インターネット

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

イ 郵送及び持参

インターネットで申込みができない場合は、申込書に必要事項を記入の上、簡易書留若しくは特定記録にて埼玉県警察採用センター宛て郵送し、又は埼玉県警察採用センター若しくは県内各警察署警務課に持参すること。

(3) 受付期間

ア インターネット

平成31年8月2日（金）午前8時30分から8月28日（水）午後5時までの間

イ 郵送

平成31年8月2日（金）から8月28日（水）までの間（期間内消印有効）

ウ 持参

平成31年8月2日（金）から8月28日（水）午後5時15分までの間

8 試験についての問合せ先

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県警察本部告示第26号

平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）及び平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）を次のとおり実施する。

平成31年3月1日

埼玉県警察本部長 富 田 邦 敬

1 試験の名称及び採用予定人員

(1) 平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅰ類（県外試験）

青森県（男性） 3人
宮城県（男性） 3人
山形県（男性） 3人
群馬県（男性） 5人

(2) 平成31年度埼玉県警察官（巡査）採用試験Ⅲ類（県外試験）

青森県（男性） 2人
宮城県（男性） 2人
山形県（男性） 2人
群馬県（男性） 5人

2 受験資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に該当しない者
- (3) その他次表のとおり

試 験 区 分	学 歴	年 齢
Ⅰ 類	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学を卒業又は平成32年3月までに卒業見込みの者	平成元年4月2日以降に生まれた者
	2 前記1に該当する者と同等の資格があると認められる者	
Ⅲ 類	Ⅰ類に該当しない者	平成元年4月2日から

(Ⅲ 類)	(I 類に該当しない者)	平成14年4月1日までに生まれた者
---------	---------------	-------------------

3 試験の方法

(1) 第1次試験

教養試験及び論文（作文）試験を実施する。

なお、第1次試験で論文（作文）試験を実施しない試験地については、第2次試験で実施する。

(2) 第2次試験

身体検査、体力検査及び人物試験を実施する。

4 試験の月日、会場及び合格発表

(1) 試験地

青森県、宮城県、山形県及び群馬県（以下「地元県」という。）において実施する。

(2) 試験の月日、会場及び合格発表

試 験	月日及び会場	合 格 発 表
第1次 試 験	各地元県と同一とする。	各地元県の発表後、合格者に文書で通知する。
第2次 試 験	各地元県の月日に合わせて各地元県内で行う。	合格者に文書で通知するほか、合格者の受験番号を埼玉県警察ホームページに発表日の午前10時から7日間掲示する。

5 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。

(2) 給与

ア 平成31年1月1日現在における初任給（地域手当を含む。）は、次表のとおりである。

区 分	採用（入校）時の初任給 (100円未満切捨て)
-----	----------------------------

I	類	238,700円
III	類	207,500円

イ 一定の経歴がある場合は、前記アの金額に所定の額が加算されることがある。

ウ 前記アのほか、支給要件に該当する場合は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

エ 採用時まで給与制度の改正があった場合は、それによる。

6 採用の方法

合格者は、採用のための意向確認後、欠員の状況等に応じて逐次採用される。

採用の時期は、平成32年4月1日（水）以降の予定である。

7 受験手続

(1) 受験申込用紙の入手方法

受験案内及び申込書は、各地元県の人事委員会事務局及び警察本部警務課において配布する。

(2) 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、所定の機関に提出すること。

(3) 受付期間

各地元県と同一期間とする。

8 その他

(1) この試験は、第1次試験の実施まで埼玉県警察本部と地元県の人事委員会等が共同して行い、第1次試験の合格者の決定以降を埼玉県警察本部が行うものである。

(2) 試験についての問合せ先は、次のとおりである。

埼玉県警察採用センター

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察職員採用フリーダイヤル（0120-373514）

告 示

埼玉県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

第1 監査結果に関する報告

1 定期監査分

(1) 監査の対象事務

平成29年度・平成30年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 248機関

所管部局	監 査 対 象 機 関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、川越比企地域振興センター、西部地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、川越県税事務所、所沢県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、熊谷県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター、消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、川越児童相談所、熊谷児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所、埼玉学園
保健医療部	南部保健所、春日部保健所、草加保健所、鴻巣保健所、加須保健所、幸手保健所、熊谷保健所、本庄保健所、秩父保健所、衛生研究所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	産業技術総合センター、産業技術総合センター北部研究所、中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、春日部高等技術専門校、職業能力開発センター
農林部	秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、加須農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、病虫害防除所、中央

	家畜保健衛生所、川越家畜保健衛生所、農業大学校、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、川越県土整備事務所、東松山県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、川越建築安全センター、熊谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、地域整備事務所北部支所、大久保浄水場、庄和浄水場、行田浄水場、吉見浄水場、水質管理センター、水道整備事務所
病院局	循環器・呼吸器病センター、小児医療センター、精神医療センター
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、熊谷図書館、久喜図書館、嵐山史跡の博物館、近代美術館、文書館、大滝げんきプラザ、岩槻高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和西高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川口工業高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越工業高等学校、川越女子高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷農業高等学校、栗橋北彩高等学校、芸術総合高等学校、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、坂戸高等学校、志木高等学校、庄和高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加西高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、戸田翔陽高等学校、南稜高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、羽生高等学校、羽生第一高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、ふじみ野高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、三郷高等学校、三郷北高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、和光国際高等学校、蕨高等学校、上尾特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、川口特別支援学校、川島ひばりが丘特別支援学校、騎西特別支援学校、

	久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、特別支援学校埴保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校
警察本部	浦和警察署、浦和東警察署、浦和西警察署、大宮東警察署、蕨警察署、川口警察署、武南警察署、新座警察署、草加警察署、川越警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、秩父警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、深谷警察署、寄居警察署、羽生警察署、岩槻警察署、久喜警察署

(3) 監査実施日

平成30年10月22日～平成30年12月28日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証

2 特定事務監査分

(1) 監査の対象事務

テーマ 「ボランティア活動の活性化」

ア 監査の視点

平成30年度の県政世論調査では、地域社会活動への不参加の理由として、「仕事や子育て等により忙しく活動する時間がない」が最も多かったが、次いで「参加するきっかけが得られない」、「興味がない」、「団体・活動についての情報が得られない」となっていた。そのため、「ボランティア活動等への総合的な支援」「ボランティア活動への参加に向けた募集活動」「ボランティア活動等の担い手の発掘、支援」を監査の対象とした。監査にあたっては、それぞれの取組の効果と波及という視点で監査を実施した。

一方で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で活動する都市ボランティアの募集に対し多くの県民からの応募があり、ボランティア気運の醸成やボランティアの発掘に向けた取組等が成果を上げていた。そのため、「オリンピック・パラリンピック等を契機としたボランティア活動の活性化」という視点でも監査を実施した。

イ 監査の対象機関 6 機関

所管部局	監査対象機関
県民生活部	共助社会づくり課、国際課、防犯・交通安全課 オリンピック・パラリンピック課
福祉部	社会福祉課
教育局	高校教育指導課

ウ 監査実施日

平成31年1月23日

(2) 監査の実施方針

テーマを定めた特定の事務の執行について、効率的かつ効果的に行われているかを検証

3 監査の結果

(1) 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの

イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

(1) 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
産業労働部	産業技術総合センター	平成29年度の「電子線マイクロアナライザ(JXA-8530F)保守委託」について、契約及び支出に関する文書の所在が不明であり、確認できなかったことは、不適切であった。

(2) 注意事項

機関・職制名		監査の結果
教育局	三郷特別支援学校	非常勤講師に対し勤務条件等を書面で交付しなければならぬところ、交付していなかったことは、不適切であった。

告 示

埼玉県監査委員告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成三十一年三月一日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
保健医療 部	高等看護 学院	平成30年6月29日 (第3015号)	非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税等のうち、平成24年5月から平成30年1月までの徴収額について、誤った金額で徴収し税務署に納付していたことは不適切であった。	<p>還付請求可能な過去5年以内の過誤納金について、税務署への請求手続きを経て、平成30年12月までに対象者への還付手続きを完了した。</p> <p>再発防止のため、監査結果を職員に周知するとともに、報酬の決裁過程において、その年の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)を添付し、複数職員による確認を徹底することとした。</p> <p>また、所属内で源泉徴収事務に係る勉強会を実施し、適正な源泉徴収事務の徹底を図った。</p>
教育局	和光国際 高等学校	平成30年6月29日 (第3015号)	<p>行政財産使用許可に基づく管理費の調定について、次の点で不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電子複写機の行政財産使用許可に基づく平成29年1、2月分の管理費について、平成29年7月まで調定、納入通知を行わなかった。 2 食堂の行政財産使用許可に基づく平成28年5月～平成29年1月分の管理費について、平成29年3月まで調定、納入通知を行わなかった。 3 食堂の行政財産使用許可に基づく平成24年4月～平成29年2月分の管理費について、多くの月で誤った金額の調定を行った。 	<p>還付及び追徴が可能な過去5年以内の管理費について、平成30年11月までに還付等の手続きを完了した。</p> <p>再発防止のため、学校が独自に作成した「例月処理チェックシート」に基づいて、事務長が担当者の進捗状況を把握しながら事務処理を進めるとともに、例月の自己検査等を活用し、調定手続の遅延がないか確認を徹底することとした。</p> <p>また、決裁過程において、管理費の算出根拠となる請求書、検針表等を添付するとともに、財務課(主務課)作成の「行政財産使用料算定チェックシート」を活用し、行政財産使用料の算定誤りがないか複数職員による確認を徹底することとした。</p> <p>さらに、財務課では注意喚起に関する以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監査結果を教育局全所属に通知し、管理費の適正な調定事務につい

				<p>て、周知徹底を図った。</p> <p>2 平成30年8月に開催した「事務長等財務研修」及び同年11月に開催した「事務職員等財務研修」において、事例を取り上げるなど重ねて注意喚起を行った。</p>
農林部	寄居林業事務所	平成30年12月14日 (第3063号)	平成30年2月7日に発注した印刷物について、仕様書で定めた納入期限が平成30年3月23日であったところ、予算執行について適切な手続きを経ることなく、納入期限を翌年度まで延長して納品させていたことは、会計年度独立の原則に反して不適切であった。	<p>再発防止に向けて次の取組を行った。</p> <p>1 職員への周知徹底</p> <p>再発防止を図るため、監査結果を周知するとともに、「会計年度独立の原則」や適正な契約変更手続きについて、全職員への徹底を図った。</p> <p>2 財務研修等の実施</p> <p>平成30年12月7日の職員会議において、「適正な予算の執行及び財務処理について」の研修を実施し、予算の執行から支払いに至るまでの事務の流れや重要な確認事項を周知するとともに、随意契約の適正な執行のためのチェック体制を再確認させた。</p> <p>副所長、出納員及び分任出納員が農業政策課主催の農林部財務研修(平成30年12月26日)に参加し、財務に関する知識を習得するとともに、定期監査や会計実地検査の事例を教材に誤りの原因や改善ポイントを確認した。</p> <p>また、この研修を踏まえ、再度職場内研修(平成31年1月15日)を開催し、財務処理の基礎を習得させるとともに、再発防止対策を周知徹底した。</p> <p>3 チェックシートの作成</p> <p>出納総務課作成の「随意契約の発注チェックシート」に「履行の確実</p>

				性」のほか、オープンカウンタ方式を活用した場合のチェック項目を独自に追加し、複数職員による確認を徹底することで、履行までの進捗を共有し確実なものとする事とした。
--	--	--	--	--

2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
県土整備部	飯能県土整備事務所	平成30年12月14日 (第3063号)	平成30年度の道路占用料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促状により督促すべきところ、40日を経過しながら督促状を発行していなかったことは、不適切であった。	再発防止を図るため、監査結果を職員に周知するとともに、新たに滞納整理のためのマニュアルを作成し、担当職員全員に徹底した。 マニュアルでは、納期限を過ぎた場合には督促状送付の可能性を含め迅速に連絡すること、納期限の翌日から起算して40日以内にすべての占有者に対して督促状を発行することなどを定め、歳入手続の適正化を図った。